

特定生産緑地(立川市)の指定書

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	位 置	生産緑地 地区番号	面積			申出基準日	備考	図面 番号
			生 産 緑 地 地 区 (都市計画) 令和7年1月1日告示	特定生産緑地				
				既に指定されている 区域	新たに指定する 区域			
R8-191	立川市砂川町二丁目地内	191	約 18,260 m ²	約 16,370 m ²	約 1,440 m ²	令和8年9月11日		01
R9-419	立川市柏町三丁目地内	419	約 2,580 m ²	約 2,550 m ²	約 30 m ²	令和9年10月31日		02